

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が、平成31年1月10日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の各処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のBに雇用され、医師として勤務していた。
- 2 請求人は、平成24年9月24日、出張先のホテルで自転車を借り、夕食をとるため外出した際、側溝に転落し、負傷した。請求人は、同日、C医療機関で、「腎損傷、左大腿部擦過創、右膝部擦過創、脾損傷」等（以下「本件傷病」という。）と診断され、複数の医療機関で療養の結果、平成28年5月25日に治癒（症状固定）した。
- 3 請求人は、平成24年9月25日から平成27年1月7日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものと認め、これを支給する旨の処分をした。その後、請求人は、平成27年1月8日から平成28年5月28日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求期間のうち、通院した日については、療養のため休業したと認め、これを支給するとともに、平成28年5月25日をもって治癒（症状固定）しているとして、同月26日以降の休業補償給付を支給しない旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。

請求人は、前回処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は平成29年9月27日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、更にこの決定を不服として再審査請求をしたが、当審査会は、平成30年12月19日付けでこれを棄却する旨の裁決をした（平成29年労第410号。以下「前裁決」という。）。

- 4 本件は、請求人が、症状固定後の療養補償給付及び平成28年10月21日か

ら平成30年9月15日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、これらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたため、これを不服として本件各処分の取消しを求める事案である。

5 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が令和元年8月2日付けでこれらを棄却する旨の決定をしたため、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

第4 争点

請求人の本件傷病は平成28年5月25日をもって治癒したものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の本件傷病については、既に前裁決において、平成28年5月25日に治癒(症状固定)したと判断している。

(2) 請求人は、症状固定後の平成28年10月21日にD医療機関に通院し、同病院のE医師から症状改善の余地があると言われていたと主張するが、本件に係る一件資料を改めて精査しても、当該主張事実を裏付けるに足りる新たな資料はなく、休業補償給付の請求について、前裁決における判断を変更すべき理由を見いだすことはできない。また、療養補償給付の請求についても、症状固定後の請求であるから、理由がない。

3 結論

よって、本件各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年6月19日